

今月のテーマ

消費税インボイス制度の改正

令和5年度税制改正によりインボイス制度の改正が行われましたが、主に免税事業者や小規模事業者向けの改正となっています。

1. 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となった場合の納税額を、課税売上に係る消費税額の2割とする負担軽減措置が導入されました。

	売上に係る消費税	仕入に係る消費税	納付税額
①本則（原則）課税	60万円	20万円（実額）	40万円
②簡易課税（仮：第5種事業）	60万円	30万円（50%）	30万円（50%）
③改正による負担軽減措置	60万円	48万円（80%）	12万円（20%）

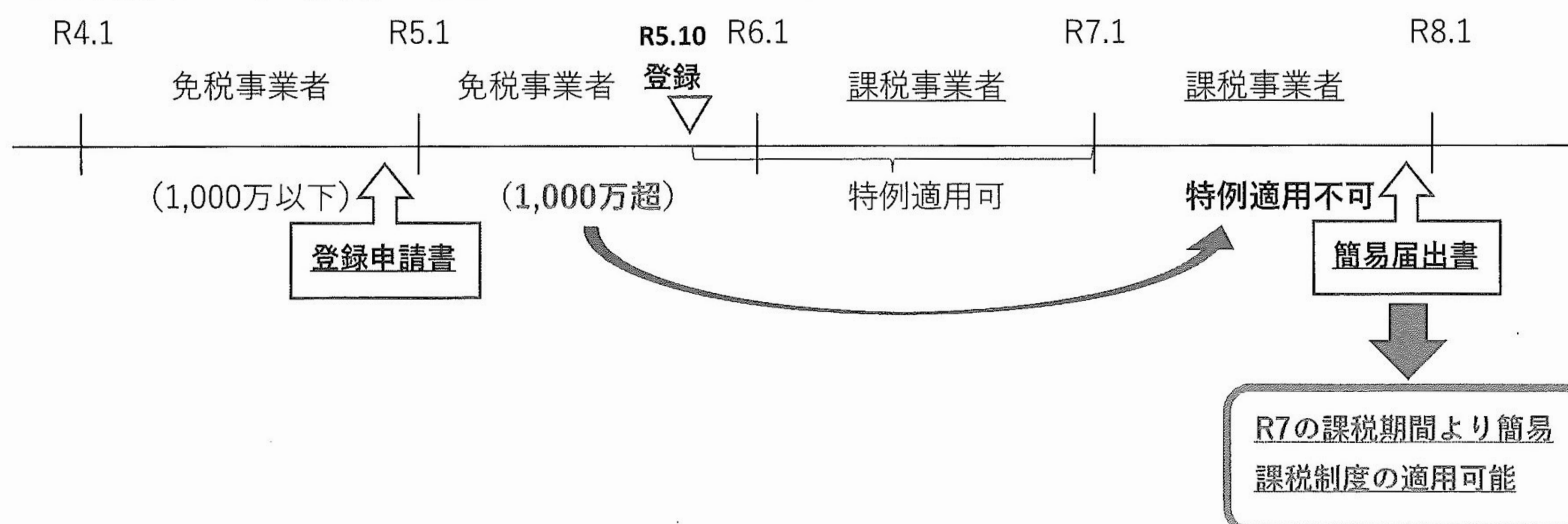
負担軽減措置は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されますが、その適用に当たっては事前の届出等は不要であり、申告時に選択適用することができます。簡易課税制度の適用がない場合は①本則課税と③負担軽減措置のいずれか有利な方法により申告を行い、簡易課税制度の適用がある場合には②簡易課税と③負担軽減措置のいずれか有利な方法により納税額を計算することができますが、実際の仕入税額や業種によっても有利不利が異なるものと思います。

また、負担軽減措置の適用期間であっても基準期間や特定期間、承継・新設、3年縛り等による納税義務判定により課税事業者となる課税期間にあっては、負担軽減措置の適用を受けることができませんので、注意が必要です。

2. 簡易課税制度への移行措置

上記1の適用を受けたインボイス発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。通常、簡易課税制度は簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間からの適用となるため、その適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに提出する必要がありますが、例えば下記のような場合には、R7年末日までに届出書を提出することでR7年から簡易課税制度の適用を受けることができます。

○基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間がある場合



(出典：財務省 インボイス制度の改正案に関する資料 一部改)

今月のテーマ

消費税インボイス制度の改正

令和5年度税制改正によりインボイス制度の改正が行われましたが、主に免税事業者や小規模事業者向けの改正となっています。

1. 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者となったことにより課税事業者となった場合の納付税額を、課税売上に係る消費税額の2割とする負担軽減措置が導入されました。

	売上に係る消費税	仕入に係る消費税	納付税額
①本則（原則）課税	60万円	20万円（実額）	40万円
②簡易課税（仮：第5種事業）	60万円	30万円（50%）	30万円（50%）
③改正による負担軽減措置	60万円	48万円（80%）	12万円（20%）

インボイス発行事業者となることにより新たに発生する消費税負担増を嫌い、インボイス発行事業者になるかどうかの判断に迷う免税事業者も見受けられるところですが、この負担軽減措置によりインボイス発行事業者となることをあらためて検討する事業者もいらっしゃると思います。

ただし、負担軽減措置は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されるため、令和8年10月1日以降は本則課税又は簡易課税のいずれかを選択することになります。

2. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者の課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められます。

令和5年10月1日以降の課税仕入れについては、インボイスのあるものかないものに区分して、会計ソフト等にそれぞれの税区分を入力する必要があるため、事務負担の増加が懸念されていますが、本軽減措置の適用対象となるものはインボイス有無の確認をすることなく、帳簿の記載のみで仕入税額控除を適用することができます。

3. 少額な返還インボイスの交付義務免除

売上に係る対価の返還等に係る税込金額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。

4. 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

①登録制度の見直し

免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（改正前：1か月前の日）までに登録申請書を提出する必要があります。

②手続きの柔軟化

改正前は、令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があり、令和5年4月以降の登録申請については登録申請書に「3月までの申請が困難な事情」の記載が必要とされていましたが、改正により「困難な事情」の記載が不要とされました。